

造林補助事業により森林整備を応援します！

森林は、山地災害等の防止、水源のかん養、自然環境の保全、地球温暖化の防止など様々な機能により、私たちの生活を支えています。
このため、森林を育成し健全な状態に保つための作業に対して、国と県から補助金を助成しています。

主な作業種と補助要件等

	作業種	作業内容	対象林齢	補助要件等	補助率
1	人工造林	・地植え ・植栽（針葉樹・広葉樹） ・低質林等における前生樹の伐倒・除去（特殊地植え） ・雪害木の伐倒・除去		・人工造林 針葉樹：1,500本以上/ha 広葉樹：1,500～2,400本/ha ・樹下植栽（複層林） 針葉樹：500本以上/ha 広葉樹：300～1,000本/ha ・樹下植栽（天然更新） 広葉樹：1,000本以下/ha ・地植えを行った場合は、その年度または翌年度内に植栽すること	40% 又は 55%
2	樹下植栽	・地植え ・植栽（針葉樹・広葉樹） ・不用萌芽・不用木の除去及び不良木の淘汰			
3	下刈り	・造林木以外の雑草・木竹類等の刈払い	原則5年生まで	・造林木の生長、雑草の繁茂状況を勘案して作業の必要性を判断すること	40%
4	枝打ち	・林木の枝葉の除去	①30年生以下 ②保育間伐又は間伐と一体の場合60年生以下 ③更新伐と一体の場合90年生以下	・枝打高 2.0m未満 立木本数の80%以上に対して実施すること ・枝打高 2.0m以上 収穫対象となる1,000本以上に対して実施すること	40%
5	除伐	・不用木の除去及び不良木の淘汰	25年生以下	・主幹木以外の不用木のみを除去する場合は、不用木を全てを除去すること	
6	保育間伐	・不用木の除去及び不良木の淘汰	60年生以下	・伐採率20%以上 ・二次災害のおそれがある場合等には、伐採木の流出防止に努めること	
7	間伐	・不用木の除去、不良木の淘汰及び搬出集積	60年生以下※1	・伐採率20%以上 ・1申請ごとに平均搬出量が40m以上/ha	
8	更新伐	・不良木の淘汰、不用木の除去及び搬出集積	90年生以下	・整理伐（天然林） 伐採率20%以上70%以下 ・人工林整理伐 伐採率20%以上50%以下 ・面的複相林施業 伐採率20%以上 ・1申請ごとに平均搬出量が40m以上/ha ・更新伐を行った翌年度から2年を経過して更新が図られない場合は、植栽により速やかに更新すること	
9	一貫作業※2	・花粉発生源となっているスギ人工林の伐倒・搬出集積、機械地植え、花粉の少ない苗木の植栽		・スギ人工林伐採重点区域内 ・市町・森林所有者・事業主体の3者協定を締結すること ・山地災害危険地区のa1～a2ランクに該当しないこと ・伐倒・搬出集積、機械地植え、植栽の各作業を連続して実施すること ・植栽 2,000本以下/ha ・施業面積 2.5ha以下 ・木材の安定取引協定を締結すること ・伐採により生じる未利用材を搬出すること	40% 又は 55%
10	獣害防止施設等	・被害状況に応じた施設（獣害防護柵、食害防止チューブ、忌避剤）の設置 ・施設改良		・植栽、保育作業に付帯して実施されること ・施設改良は鳥獣害防止森林区域のものに限る	50%
11	森林作業道	・森林作業道の開設及び改良		・栃木県森林作業道作設指針に適合すること ・間伐などの施業と一体的に実施されること	40% 又は 50%
12	花粉発生源植替え	・花粉発生源となっているスギ、ヒノキ人工林の伐倒・搬出集積、機械地植え、花粉の少ない苗木の植栽等		・山地災害危険地区のa1～a2ランクに該当しないこと ・伐倒・搬出集積、機械地植え、植栽の各作業を連続して実施すること ・植栽 2,000本以下/ha ・施業面積 2.5ha以下 ・木材の安定取引協定を締結すること ・伐採により生じる未利用材を搬出すること ・森林経営計画に基づいていること。基づかない場合には、事業完了の翌年度までに実施林分が森林経営計画の対象森林となること	40% 又は 55%

○作業種1～6、9、10、12の補助の対象となる面積は、1施行地0.1ha以上になります。

○作業種5～9について、過去5年以内に造林補助金で除伐・保育間伐・間伐・更新伐を行った森林は補助対象外になります。

※1：森林経営計画に基づく場合は、市町村森林整備計画に定める標準伐期齢に2を乗じた林齢以下

※2：伐採・搬出作業と並行又は連続して、伐採・搬出時に使用した林業機械を活用して地植えや苗木等の資材運搬を行うとともに、伐採跡地において植生が繁茂しないうちに植栽を終わらせる等、各作業を並行又は連続して実施するもの

補助金の算定方法

補助金額 = 標準単価 × (1 + 間接費率) × 事業量 × 査定係数/100 × 補助率

査定係数 ①森林経営計画、特定間伐等促進計画または実施権配分計画（一括計画含む）に基づく場合：170
②①のうち、再造林を必須とする区域（※1）で行う省力・低コスト施業（※2）を行う場合：180
③上記以外の場合：90（枝打ち、除伐、保育間伐、間伐、更新伐については対象外）

※1 市町村森林整備計画による「特に植栽を促進すべき区域（特に効率的な施業が可能な森林の区域）」及び間伐等特措法による「特定植栽促進区域」

※2 2,000本以下/haの植栽及びその後の3回までの下刈り（4回目以降の下刈りは、査定係数170で実施可能です。）

標準単価 当該施業に係る1ha・1m当たりの標準的な事業費（標準単価表参照。なお、実施形態により消費税が加算されることがあります。）

間接費率 当該施業に係る雇用実態に基づいた現場監督費と社会保険料等により3～39%で設定

間伐、更新伐について

地域の森林をまとめて計画的に間伐等を行う方を対象に補助する仕組みとなっており、補助金の算定も搬出された間伐材の量に応じて計算されます。

このため、間伐、更新伐については、次の条件への対応が必要になります。

その1

森林経営計画を作成し、市町村等の認定を受けること。

また、次の場合も補助対象になります。

「特定間伐等促進計画」に基づく間伐、更新伐の実施。

「経営管理実施権配分計画（一括計画含む）」に基づく間伐、更新伐の実施。

その2

1申請で搬出される間伐材の量が、間伐した面積1ha当たり平均40m³以上になること。

例）10haの間伐を行い、全体で450m³間伐材を搬出した場合

平均搬出量40m³以上の条件：450m³÷10ha=45m³/ha実施しているのでOK

適用される標準単価：平均搬出量40～50m³/haの単価

間伐をはじめとする森林整備に対して補助を受けるためには、地域の皆さんが連携して計画を立てるなど、様々な手続が必要になります。

また、現地の施行状況（植栽本数や間伐材搬出量など）により補助金額が変わりますので、詳しくは下表を参考に環境森林事務所又は最寄りの森林組合等にご相談ください。

なお、作業にあたっては、安全かつ環境に配慮し、作業後も適切な森林管理をお願いします。

事務所名	電話番号	管内市町
県西環境森林事務所	0288-21-1178	鹿沼市・日光市
県東環境森林事務所	0285-81-9001	宇都宮市・真岡市・上三川町・益子町・茂木町・市貝町・芳賀町
県北環境森林事務所	0287-23-6363	大田原市・那須塩原市・那須烏山市・那須町・那珂川町
県南環境森林事務所	0283-23-1441	足利市・栃木市・佐野市・小山市・下野市・壬生町・野木町
矢板森林管理事務所	0287-43-0427	矢板市・さくら市・塩谷町・高根沢町